

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7,861百万円
H 2 9	9,756百万円
H 3 0	13,246百万円
R 1	11,164百万円
R 2	32,061百万円
R 3	62,030百万円
R 4	59,630百万円
R 5	77,373百万円
R 6	210,363百万円
R 7	523,839百万円
R 8	243,752百万円
R 9	129,325百万円
R 1 0	142,246百万円
R 1 1	196,408百万円
R 1 2	22,368百万円
R 1 3	25,981百万円
R 1 4	32,725百万円
R 1 5	26,841百万円
R 1 6	47,299百万円
R 1 7	27,530百万円
R 1 8	6,815百万円
R 1 9	5,412百万円
R 2 0	7,286百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。